

II 北海道看護職員養成確保修学資金

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする道立の看護師等養成施設又は札幌医科大学（看護師課程及び大学院修士課程・専攻科）の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的としています。

1 貸付対象及び貸付金額

ア 対 象

看護学科、大学院保健医療学研究科博士課程前期（修士）看護学専攻または専攻科の学生で、将来道内の指定市町村に所在する病院・訪問看護事業所等で、看護業務（保健師、助産師、看護師の業務をいう。）に従事しようとする者。

イ 貸付金額

- ・一般修学資金…月額36,000円
- ・特別修学資金…（看護師・助産師）月額20,000円
- ・指定修学資金…（看護師・助産師）月額10,000円 ※地域の指定があります。

2 貸付金の償還が免除される施設と就業期間

・一般修学資金の償還免除

卒業した日から1年以内に、指定市町村の病院その他の特定施設・訪問看護事業所又は介護予防訪問事業所に引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切り上げ）勤務した場合。

・特別修学資金の償還免除

卒業し、免許取得後速やかに、特定病院に引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切り上げ）勤務した場合。

3 募集及び出願

募集については、5月上旬以降に周知します。希望される方は、学務・学生支援係までお問い合わせください。